

2013 年 9 月 12 日

LT中国ビジネスニュース

滬府発(2013)62号「市政府の本市城鎮従業員社会保険の納付比率調整に関する通達」によると、「中華人民共和国社会保険法」の一層の徹底のため、保険加入者の保険待遇水準、社会保険基金が正常に機能していることを前提に、2013年10月1日から、上海市城鎮従業員社会保険の納付比率が調整される。

具体的な調整は以下のとおり。

項目	対象	調整前の比率		調整後の比率		変化
養老保険	会社負担	30%	22%	29%	21%	1% ↓
	個人負担		8%		8%	—
医療保険	会社負担の基本医療保険	14%	10%	13%	9%	1% ↓
	会社負担地方付加医療保険		2%		2%	—
	個人負担		2%		2%	—
失業保険	会社負担	2.7%	1.7%	2%	1.5%	0.2% ↓
	個人負担		1%		0.5%	0.5% ↓
生育保険	会社負担	0.8%	0.8%	1%	1%	0.2% ↑
	個人負担					
労災保険	会社負担	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	—
	個人負担					
総計	会社負担	37%		35%		2% ↓
	個人負担	11%		10.5%		0.5% ↓

上表にしたがい、上海市城鎮従業員の基本養老保険の納付比率は、これまでの30%から29%に調整された。その内、会社負担比率はこれまでの22%から21%に調整された。

医療保険の納付比率は、これまでの14%から13%に調整された。その内、会社納付基本医療保険費の比率は、これまでの10%から9%に調整された。地方付加医療保険費の会社負担比率は2%。個人納付分2%は未調整であった。

失業保険納付比率はこれまでの2.7%から2%に調整された。その内、会社納付比例は前の1.7%から1.5%に調整され、個人納付比例は前の1%から0.5%に調整された。

生育保険の会社納付比率はこれまでの0.8%から1%に調整された。

労災保険の納付比率は未調整であった。

以上